

このFAXは、日頃より私どもとお取引頂いている企業様及び、ご愛顧いただきたい企業様宛に定期的に配信させていただいております。

R5年2月11日発行

## 第4回

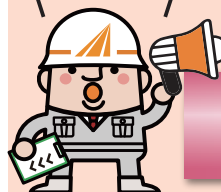
### インボイス講座

アンケートをもとにインボイス制度に関するご意見をご紹介します！

足場王が  
独自調査！

# インボイス登録の現状と 常用職人に対する今後の対応について！

自社の  
インボイス登録、  
お済みですか？



前回の足場王通信でも取り上げたように、インボイス制度登録期限の3月31日が迫っています！  
お客様の中にも、まだ未登録の方がいらっしゃるのではないのでしょうか？  
また、常用職人に対してどのような対応をしていくのか…悩んでいるお客様も多いかと思えます。  
今回の足場王通信が自社での対応で悩んでいるお客様の参考になれば幸いです。

既に登録している 52%

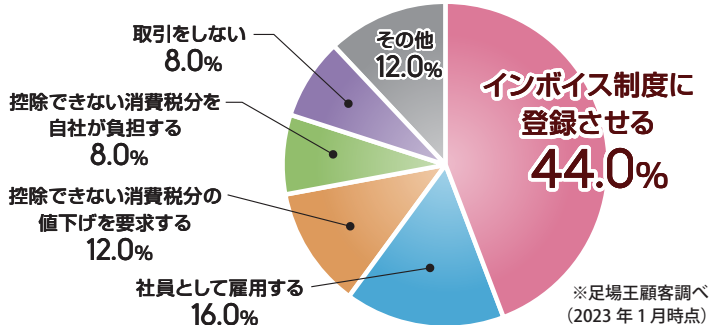
まだ登録していない 48%

※足場王顧客調べ(2023年1月時点)

インボイス制度に登録していないお客様が48%で半数弱という結果になりました。  
登録をしていないことで仕入れ額分の消費税控除を受けられず、元請け企業の負担(納税額)が増えてしまいます。個人事業主や小規模事業者などの免税事業者はインボイスを発行できないので、課税事業者になることも検討しなければなりません。取引を継続していくにあたってインボイス登録するのか、免税される事を第一優先に免税事業者で在り続けるかは、自社で考える必要があります。

## ～インボイス制度に登録していない常用職人に対する今後の対応～

インボイス制度に登録していない常用職人に対する対応



インボイス制度に登録させるのか、社員として自社で雇用するのか、選択肢が多くあります。今回の結果としては、常用職人に対してインボイス制度に登録させるという意見が最も多くなりました。

他の意見としては

- 数名は雇うが、他はインボイス登録させる
- 登録を促しても抜け道がありそうで今後の対応迷っている
- インボイス登録していない個人事業主は取引しない

今回のアンケートでは常用職人に対し、インボイス制度に登録させる、自社で社員として雇用するという意見が全体の6割を占める結果となりました。

インボイス制度導入後の取引について事前に社内で話し合い、  
常用職人へ今後の対応の通達を含めお伝えすることをおすすめします！

新品価格高騰による  
中古需要  
アップに伴い!

# くさびAタイプ

## 買取価格 35%UP

キャンペーン期間 2月28日 入荷分まで

査定 無料!

一括支払い 可能!

運搬費 無料!

※大型車以上に限る

中古くさび足場 買取販売レンタル  
**足場王**

埼玉県公安委員会 第431260005476号  
社団法人 仮設工業会 会員  
<https://ashibao.jp/>

今後、FAX送信が不要なお客様は下記に社名と□に  
チェックの上、お手数ですがFAXでご返信お願いします。

御社名

アシバ オハヤク  
☎ 0120-148-089

FAX通信は不要 FAX 049-279-5203